政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の説明内容等について

- 平成22年度第7回政治資金適正化委員会において、国会議員関係政治団体に係る政治資金監査のより円滑な実施と一層の定着化を図るため、法定研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができる政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を平成23年度も引き続き実施することとした。
- 実際に作成・提出された平成21年分の収支報告書に係る政治資金監査報告書において、政治資金監査マニュアルの趣旨が徹底されていないような記述がされているものが散見される実態も明らかになっている。
- そこで、平成22年度フォローアップ説明会の参加者から寄せられた、「より多くの事例を知りたい」、「公職選挙法等関連法令の基礎知識を取得するためのセミナーに参加したい」などの意見も踏まえ、政治資金監査を行うに当たっての留意事項等を具体的事例を用いて説明するとともに、登録政治資金監査人から寄せられる質疑等に対応するなど、より適確な政治資金監査の実施に寄与することとする。
- 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会資料 (構成案)
- I. 平成21年分政治資金収支報告の概要について
 - 1. 総務大臣分
 - (1) 収支報告書の提出状況
 - (2)全体の収支の概況
 - 2. 都道府県選挙管理委員会分
 - (1) 収支報告書の提出状況
 - (2)全体の収支の概況

(説明概要) 平成21年分の総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分の収支報告書の 提出状況及び全体の収支の状況を説明する。

- Ⅱ. 政治資金監査を行うに当たっての留意点等について
 - 1. 登録政治資金監査人、国会議員関係政治団体
 - 2. 一般監查指針
 - 3. 個別監查指針
 - 4. 会計責任者等に対するヒアリング

- 5. 政治資金監査報告書
- 6. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

(説明概要) 上記の各項目について、法令やテキストの内容を再度確認するとともに、 下記の点を盛り込みつつ、具体的事例を用いて説明する。

- ・実際に作成・提出された平成21年分の収支報告書に係る政治資金監査報告書の記載内容の調査結果
- ・政治資金適正化委員会が今までに示した見解
- ・登録政治資金監査人から寄せられた質疑等
- ・公職選挙法の基礎知識(支出に係る「寄附の禁止」等)
- ・用語の解説